

◆ 令和7年度 太子町利用者負担額（2・3号）

保育所、認定こども園を利用する3～5歳児までの利用料は無償です。

0～2歳児までの子どもについては、市町村民税非課税世帯を対象として無償となります。

主食費、副食費（おかず、おやつ等）、教材費、行事費などは、保護者の負担となり、徴収額等は、各施設により異なります。ただし、以下に該当する世帯の子どもは副食費が免除されます。

【2号】

○市町村民税所得割課税額57,700円未満世帯の子ども

○市町村民税所得割課税額57,700円以上世帯については、同時に保育所等を利用する第3子以降の子ども

【1号】

○市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯の子ども

○市町村民税所得割課税額77,101円以上世帯については、小学校3年生までの最年長の子どもを第1子として数え、第3子以降の子ども

◆3歳未満児の保育料階層

階層区分					3歳未満 (令和7年4月1日現在の年齢)		
					保育標準時間	保育短時間	
1	生活保護世帯				○	○	
2	市町村民税非課税世帯 支給認定保護者が養育里親等である世帯				○	○	
3	48,600円 未満				15,600	15,200	
4	1	市町村民税所得割課税額 (保護者合算)	48,600円	～	59,000円 未満	23,000	22,500
	2		59,000円	～	79,000円 未満	24,000	23,500
	3		79,000円	～	97,000円 未満	26,000	25,400
5	1		97,000円	～	121,000円 未満	34,200	33,500
	2		121,000円	～	145,000円 未満	36,200	35,400
	3		145,000円	～	169,000円 未満	38,200	37,400
6	1		169,000円	～	230,000円 未満	46,700	45,700
	2		230,000円	～	301,000円 未満	48,700	47,700
7	301,000円 ～ 397,000円 未満				53,000	51,900	
8	397,000円 以上				63,700	62,400	

※階層区分の2～8階層の金額は、全て市町村民税所得割課税額です（ただし、住宅借入金等特別税額控除・寄附金税額控除・配当控除・外国税額控除等の適用はありません）。

※2人以上の子どもが同時に保育所・幼稚園・認定こども園等を利用する場合は、2人目が半額、3人目以降が無料となります。

ただし、市町村民税所得割課税額57,700円未満（保護者合算、第4-1階層途中まで）である場合は、年齢制限なく保護者が監護する全ての子どもが多子軽減を行う際の算定対象となります。

※副食費の徴収額は各施設により異なりますので、各施設にお問い合わせください。

なお、斑鳩保育所の副食費は4,500円です。